

平成 2 8 年度
第 1 回高松市農業委員会農政部会
議 事 録

平成 2 8 年 7 月 2 5 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第1回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成28年7月25日（月）午後1時30分開会

開催場所 高松市役所11階114会議室

出席委員 24人

- 1 番 宮野 惠基（農政部会長）
- 2 番 三好 義光（農政部会長職務代理者）
- 4 番 佐竹 博巳
- 6 番 佃 俊子
- 7 番 三笠 輝彦（会長）
- 8 番 十河 善則
- 9 番 南原 勉
- 10番 平賀 文之
- 11番 谷口 辰男
- 13番 川田 之治
- 14番 上原 勉
- 15番 岡野上盛雄
- 16番 赤松 貞廣
- 17番 橋本 修
- 18番 矢島 國雄
- 20番 花澤 均
- 21番 兔子尾紀夫
- 22番 小早川數市
- 23番 山地 宏美
- 24番 落合 隆夫
- 25番 廣瀬 吉俊
- 26番 羽田 剛
- 27番 宮武 正明
- 28番 古川 浩平

欠席委員 3人

- 3 番 竹内 俊彦
- 5 番 河瀬 和一
- 19番 中名 良竹

農業委員会事務局等出席者

事 務 局 長 川西 好春

(農政課長事務取扱)

農 政 課 長 補 佐 大井 昌和

(農政管理係長事務取扱)

主 任 主 事 柞原 佳子

農 林 水 産 課 長 岡崎 力

土 地 改 良 課 長 三宅 秀造

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 平成29年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集に
ついて

報告第 1 号 平成28年度高松市農業施策に関する建議について (回答)

報告第 2 号 農業相談会の開催について

報告第 3 号 平成28年度農地の利用状況調査の実施について

川西事務局長 事務局からお知らせします。

ただ今の、出席委員は24名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、ただ今から平成28年度第1回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部長から御挨拶を申し上げます。

宮野農政部長 こんにちは。お暑うございます。今日は高校野球が気になるころではございますが、今日の農政部会、私ども任期がありますが、現在の農業委員会制度の中で最後の市長に対する意見について御審議をいただくというところではありますが、試合は気になりつつも、こちらに集中していただいて貴重な意見をちょうだいできたらと思います。暑い中でございます。進行を速やかにすすめてまいりたいと思います。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

川西事務局長 ありがとうございます。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

三笠会長 どうも皆さん、お暑うございます。本日、宮野部長さんの下で、農政部会を開催させていただき、大勢の皆さんの御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

また、皆さん方に、常日ごろ、高松市の農政全般的に、地域の御世話もさることながら大変御世話になっておりますこと厚く御礼を申しあげる次第でございます。御陰様で、何とか今日に至っておるわけでございますが、今年度も来年にかけて、農業委員会の組織、今も色々お話がありましたように変更がございます。

まずは、国の方針に沿いましてやっておるわけでございますが、しかしながら、なかなか私方、高松市にとりまして、非常に厳しいところがありますが、国の方針でございますので、よろしくお願い申しあげる次第です。

また、本日は農林水産課の課長さん及び土地改良課の課長さんも御同席いただいて、農政に関する色々なこと、非常に関係いたしておりますので、十分御意見等がございましたら、お話しをちょうだいしたいと思います。特に、高松市としては、国の施策の中で、色々なことが行われます。

しかしながら、本市が今まで取り組んでいます担い手への集積・集約化、耕作放棄地の解消・発生防止、併せて担い手の新規の参入、これは国の法律の中で定められております。これは高松市として取り組んでおりますが、更にお願ひしたいというところがございますので、その当たりを十分よろしくお願いします。

また、宮野部長からお話しがありましたように、建議の中身色々幅広くあると思います。それに対して、皆さんの御意見があろうと思いますが、その当たりの意見交換をしながら、農政部会で審議していただきますよう、よろしくお願い申しあげまして、開会の挨拶と代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

川西事務局長 ありがとうございました。ただ今、三笠会長さんからも御挨拶がありましたが、本日は、農林水産課の岡崎課長さん、土地改良課の三宅課長さんにも、御出席をいただいております。せっかくの機会ですので、御挨拶をいただきたいと思います。

岡崎農林水産課長 失礼いたします。ただ今、御紹介いただきました農林水産課の岡崎と申します。この4月に人事交流で県の方から高松市に参りました。高松市さんとは、それまでも色々御付き合いをさせていただきまして、農業関係ではございますが、色々関係をもってまいりました。

特に、担い手の関係、それから先ほどもお話しがございましたが新規就農、それから地域を支える担い手、集落営農、特に色々御世話になった所でございます。担い手につきましては、地域の活力の基となろうかと思っております。農業委員の皆様方におかれましては、農地の関係を中心に担い手に対しまして、色々御尽力をいただいているということでございます。

今後とも、そうしたことで高松市の農業を支えるということで、農業委員の皆様方、私ども農林水産課と一致協力に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

三宅土地改良課長 続きまして、土地改良課の三宅と申します。私もこの4月から土地改良課長として着任いたしました。先ほど、農林水産課の課長さんから事業の紹介がありました。土地改良課は、その中でもハード系、池・川・田んぼという風な形のハードの部分についての事業を中心に取り組んでいるところでございます。農業委員の皆様には、色々と事業を進める上で、御知恵をいただいたり、色々な形で御世話になろうかと思っておりますが、将来に向けて事業が進めていけますようお願いできたらと御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川西事務局長 ありがとうございました。農業委員会としましては、両課とは、一心同体のものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長にお願いしたいと思います。

宮野部会長、よろしくお願いいたします。

議長(宮野農政部会長) それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。慣例によりまして、私の方からお願いしてよろしいでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 ありがとうございます。

それでは、議席番号8番十河 善則委員さん、議席番号10番平賀 文之委員さんの御二人に

お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、日程第2に入っていきます。議案第1号 平成29年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集についてと報告第1号 平成28年度高松市農業施策に関する建議について（回答）は関連していますので、一括して事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 はい、それでは、議案第1号 平成29年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集についてと報告第1号 平成28年度高松市農業施策に関する建議について（回答）でございますが、報告第1号 平成28年度高松市農業施策に関する建議について（回答）から、御説明いたします。

縦開きの報告第1号 平成28年度高松市農業施策に関する建議について（回答）の1ページを御覧ください。

1 「食料の地産地消及び食農教育の推進について」の

（1）地産地消促進のための、地元農畜産物の学校給食への更なる使用拡大や観光産業での活用、地域の伝統料理の調理実習の推進など伝統的な食文化を家庭・学校・保育所等で伝えていく食農教育への支援強化。また、全ての小・中学校において農業体験など、農業を学べるようなカリキュラムを取り入れることについてでございます。

まず、上段のくらし安全安心課からは、消費者月間事業として地域実践活動パネル展等による地元産食材を紹介し、地産地消を推進するとして、28年度予算は27年度と同額となっております。

下段のこども園運営課についても、27年度と同額の予算で公立保育所等の保護者や子どもたちに講話やクッキングなどを通して地産地消、食文化の継承等を啓発する出前食育事業を実施するほか、公立保育所等において、地域の方と連携しながら、菜園活動や緑のカーテン作り、郷土料理や伝統食のクッキングを実施するとともに、ホームページでの食に関する情報発信、また、給食に地場産物を使用した郷土料理や郷土食を積極的に取り入れるとしております。

2ページをお開きください。上段の保健センターからは、高松市健康都市推進ビジョンに基づき、野菜摂取量増加に向けた取組として旬の野菜を利用した料理講習会等を開催し、その啓発に取り組むとしております。

次に、下段の農林水産課でございますが、引き続き関係機関と連携した「食育フェスタ」の実施や、高松市農産物ごじまん品推進協議会において、料理実習を含めた親子農業体験教室を開催するほか、関係機関と連携した料理教室の開催支援等により、地域の伝統的な食文化の継承及び地産地消を推進するとして27年度と同額の予算となっております。

次に、3ページ観光交流課ですが、本市ならではの食材や料理の魅力を発信し、本市での飲食をより楽しんでもらうため、27年度に実施した「食」と音楽を組み合わせたイベント「EARTBEAT! in 高松」に代わる事業を28年度は実施するとしており、予算は、100万円となっております。

次に、4ページの学校教育課ですが、27年度と同額の予算で総合的な学習の時間活性化推進事業により、各小中学校に補助金を交付するとともに、研修会等を通じて事業についての趣旨説明を行う。

また、生活科、技術・家庭、総合的な学習の時間等における体験活動の充実について、農家女性

を含む地域の外部指導者を積極的に活用するよう、学校訪問や要請訪問等の機会に指導するとしております。

なお、現在全48小学校の2年生の生活科の学習で野菜作りの単元があるほか、小学校21校、中学校1校が総合的な学習の時間で野菜づくりなどに取り組んでいるとのこと。

次に、5ページの保健体育課ですが、栄養教諭を中心として、学校給食の献立を研究し、食育を推進する。

また、食育関連行事の開催等、朝日新町学校給食センターを食育の拠点として活用するほか、市栄養士を私立幼稚園に派遣し、食育指導を充実するとしており、学校教育における食育推進事業費は、13万4千円増の459万9千円となっております。

(1) について各課から以上の回答がございました。

続きまして、6ページの(2)地産地消・食農教育の推進のため、農村女性グループなどが実施する「教え、伝える」活動への必要資料の提供や地元農畜産物の調達支援、また、消費者と交流し農村文化の情報が発信できる拠点が必要であることから、香南アグリーム等を活用して、高松産ごじまん品で作った新メニューや郷土料理、保存食の講座を開設(食育の日)するなど、その拠点の利活用を促進することについてでございますが、農林水産課からは、市や農協等で組織している高松市農産物ごじまん品推進協議会や高松市生活研究グループ連絡協議会と連携し、香南アグリーム等を活用した料理教室の開催を支援するなど、地産地消・食農教育を推進するとの回答でございました。

なお、ここから15ページの上段3の(3)までは、農林水産課からの回答になっております。

では、7ページ(3)生産者と消費者がふれあい、安心して農産物が購入できる場として、市民の利用が定着している産地直売所については、農家の収益向上と地産地消の中心的な役割を担っていることから、直売所を拡充すること。また、香川県農協が行う出荷者の登録管理の一元化に併せて、生産者が複数の産直店舗に出荷し易いシステムづくりを支援することでございますが、香川県農協の産直に対し、必要に応じて高松市農産物ごじまん品推進協議会を通じて施設整備の拡充を支援するとともに、産直間の出荷物の連携等の協議を行った。今後も産直間の出荷物の連携等、出荷し易いシステムづくりを協議していくとの回答でございました。

続きまして、8ページ 2 農業所得向上対策及び経営安定対策の推進についての(1)本市の農業の特徴は、米作りと園芸作物や露地野菜等との複合経営を営む都市近郊型農業であり、高齢化や人口減少が進展する中で、今後、農業の持続的な発展を図るためには、県が推奨する「さぬき讚フルーツ」や「高松産ごじまん品」、収益性が高い農産品の生産を推奨・振興するとともに、県内消費の拡大と新たな販路を開拓し販売を促進すること。

また、県産米奨励品種として決定され、最高ランク「特A」と位置付けられた「おいでまい」の増産と消費拡大を図るため、県・市・香川県農協・生産者団体等が一体となって集荷から販売までの米流通体制を整備することにつきましては、27年度に引き続き収益性の高い農産物の生産を振興するため、高松市地域農業再生協議会を主体として国の経営所得安定対策を活用した、ブロッコリーなどの13品目の産地交付金対象作物の推進と、県の補助事業等を活用した「さ

ぬき讚フルーツ」などの園芸作物の生産の推進、さらに、関係機関と連携し「おいでまい」の生産拡大を図るため、1.85ミリメートル以上のふるいの購入に対する助成など、各種補助事業を活用し収益性の高い農産物の生産を振興するとともに、有利販売を推進するとしております。なお、28年度予算額につきましては、農業経営安定対策事業費が101万9千円減の2,214万円、園芸産地育成強化推進事業費が291万4千円減の371万4千円、多彩な園芸産地育成推進事業費が5,957万6千円増の1億357万5千円となっております。

次に、9ページ（2）香川の希少野菜の消費拡大と生産振興を図るため、マンバや葉ゴボウといった香川の地場野菜の認知度を高め、「讚岐野菜」としてブランド化に努めることについては、女性農業者で組織する高松市生活研究グループによるマンバなどを使用した料理講習会等の開催による地元野菜の消費拡大や、市、農協等で組織する高松市農産物ごじまん品推進協議会を主体とした地産地消及び農産物のブランド化など関係機関と連携し、地場野菜の認知度の向上及びブランド化を推進するとしております。

次に、10ページ（3）食料自給率と耕地利用率向上の観点から、主食用米の計画的な生産を継続するとともに、主食用以外の飼料用米等の生産拡大と畜産農家による耕畜連携の推進や加工用米の生産拡大に向けた支援を講じることにつきましては、27年度に引き続き高松市地域農業再生協議会を主体として国の経営所得安定対策を活用した主食用米の計画的生産の推進や耕畜連携等による飼料用米等の生産拡大を推進するとしております。

次に、11ページ（4）本市の畜産農家は、小規模な家族経営体が多く、高齢化等による後継者不足のため経営は恒常的に厳しい環境にあることから、新たに国の畜産競争力強化整備事業を活用するなど、畜産農家の収益性の向上や生産基盤の強化に努めることにつきましては、27年度に引き続き、畜産競争力強化整備事業を活用した経営規模の拡大や機器整備に対する補助、また、高品質牛乳の増産や良質堆肥の生産・販売並びに乳製品の新たな開発に対する助成など生産基盤の強化に努めるとしております。

次に、12ページ（5）為替の変動、消費税の増税及び異常気象の影響等から、燃料・肥料・飼料等の価格が高騰しているが、農業者は農産物価格の決定力が弱く、その経営を圧迫しているため、高騰時における適切な助成策を講じ負担を軽減することについては、農業経営の安定を図るため、引き続き県・農協と連携し、国の燃油価格高騰緊急対策事業を推進するとともに、省エネ施設の整備を支援するほか、国に対しては、全国市長会を通じ、産業用油種（軽油・重油）の価格安定対策、飼料価格安定制度等を講じるなど、農業資材等の高騰に対する施策を講じるよう国へ要望することとしております。

次に、13ページ 3 耕作放棄地の解消、優良農地の確保等についての（1）中山間地域等直接支払事業により、荒廃農地の新たな発生防止が図られるなど、農地の多面的機能が維持されているが、耕作放棄地や荒廃した山林・竹林は有害鳥獣の温床にもなっており、隣接する農地の荒廃も懸念されることから、制度の継続・拡充に加えて、隣接した山林・竹林に鳥獣被害防止対策の緩衝帯を設けるなど、里山環境の適正な管理・保全が図られるよう支援措置を講じることにつきましては、27年度に引き続き中山間地域等直接支払制度を活用した荒廃農地の

発生防止と周辺林地の草刈等や、鳥獣被害防止対策事業で防護柵の設置により、農地の保全を図るとしております。

なお、28年度予算額につきましては、実施集落が66から51集落になったことにより、中山間地域等直接支払事業費が1,778万2千円減の4,534万8千円、鳥獣被害防止対策事業（防護施設）費は27年度と同額の200万円、「いざ里山」市民活動支援事業費は17万円増の180万円となっております。

次に、14ページ（2）耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の緩和等に加えて、再生作業に要するモア等の機械設備の購入に対する新たな補助制度を創設すること及び高齢化等による人手不足や資金難等により、耕作放棄地の再生が困難なケースが増加し、近隣の農地や住宅等に悪影響が出ているため、草刈り等をシルバー人材センター等に依頼した場合の補助制度を創設することについては、耕作放棄地の解消・再生利用に向けての支援は、国の耕作放棄地再生利用緊急対策及び県の耕作放棄地再生対策の活用を図る。また、再生作業に要する機械（モア）等の購入、草刈りなどへの補助制度については、関係者等の意向の把握に努めるとしております。

なお、遊休農地有効活用事業費の28年度予算額については、300万円増の1,150万円となっております。

次に、15ページ上段（3）本市では、オリーブの栽培を推進するため県のオリーブ生産拡大総合支援事業を活用し、苗木代の助成、灌水施設の整備等への支援に取り組み耕作放棄地の解消と生産拡大を促進しているが、更なる耕作放棄地の再生を図ることについては、耕作放棄地再生事業等を活用して平成25年度に2.1ヘクタール、平成26年度に1.7ヘクタールオリーブの新植を行った。28年度は、オリーブ生産拡大総合支援事業を活用して耕作放棄地再生事業を行う取組主体が予定されていないが、今後、オリーブの生産拡大を行う取組主体が、国の耕作放棄地再生事業を活用する場合、事業に取り組めるよう支援するとしております。

下段の（4）コミュニティ協議会等が耕作放棄地再生作業を行い、再生農地での収穫の喜びを味わうなど、住民同士の交流が深められる事業を実施できる環境整備を強化することにつきましては、農林水産課からは、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業は、非農家・法人格を有しない組織が事業の取組主体となれないため、対応しなかったが、コミュニティ協議会から要望があれば、地域まちづくり交付金が活用できるようコミュニティ推進課と協力して助言を行うとしております。

コミュニティ推進課からは、16ページのとおり、地域まちづくり交付金では、「人と環境にやさしい安全で住みよいまちづくりに資する事業」、「人がにぎわい活力あふれるまちづくりに資する事業」を交付対象事業としていることから、その中で「耕作放棄地再生作業を行い、再生農地での収穫の喜びを味わうなど、住民同士の交流が深められる事業」を実施することが可能であり、地域まちづくり交付金の交付対象事業、交付対象経費について、平成28年度においても改めて周知するとしております。

次に、17ページ 4 農地利用集積等の経営効率化支援についての（1）農地の利用集積

を促進するため、受け手対策である農地集積補助金と出し手対策である機構集積協力金の予算を十分に確保すること。また、高松市認定農業者農地集積助成金の交付に当たっても、狭小な農地を集積した場合、補助率を上げること。さらに、認定農業者や集落営農組織が、農業機械を更新する場合、経営規模の拡大や機種の大規模化等の補助対象基準を緩和することについてでございますが、農林水産課から、機構集積協力金・農地集積補助金の交付対象となるよう、香川県農地機構と連携して制度の普及に努める。

また、認定農業者や集落営農組織が農業機械を更新する際の規模拡大要件等の基準については、県の事業説明会等で要件緩和の要望を伝える。

なお、認定農業者が狭小な農地を集積した場合の助成率については、今後、制度の見直しを含め検討するとしており、28年度予算額については、農地中間管理事業費が1,796万6千円増の2,451万5千円、認定農業者育成支援事業費が、36万5千円増の229万5千円、香川型水田農業振興総合対策事業費が149万4千円減の466万6千円となっております。

次に、18ページ（2）地域の担い手への農用地利用集積については、担い手が営農できなくなったときの混乱も想定されることから、集落営農組織の設立が重要であり、その推進に当たっては、中心となるリーダーや会計担当者も存在する多面的機能支払組織と連携を図ること。また、県の「地域を支える集落営農推進強化事業」における農業機械導入支援事業のうち、集出荷機械等は規模拡大にかかわらず、整備する必要があることから、その要件を緩和することについてでございますが、上段の農林水産課からは、27年度は県の「地域を支える集落営農推進強化事業」により、6集落営農組織に農業用機械の購入に対する助成、また、6集落営農組織に農地集積に対する助成を行った。

28年度についても県の「地域を支える集落営農推進強化事業」により、集落営農組織の設立支援に助成を行う。また、集落営農組織の設立支援については、東讃農業改良普及センターや東讃土地改良事務所と連携を取りながら、設立支援を行うとしております。

下段の土地改良課からは、集落営農組織の設立に当たっては、組織運営等の蓄積のある多面的機能支払活動組織との連携が図られるよう、情報提供や働きかけなど、設立の支援に努めるとしております。

次に、19ページ（3）農地中間管理事業については、農地の利用集積を一層円滑に進めるという本来の事業の趣旨に基づき、耕作が可能な農地については、幅広く中間管理権を積極的に取得するなど、農地の貸付希望者の立場に配慮した取組を行うことにつきましては、農林水産課から27年度は、香川県農地機構と連携し農地中間管理事業を実施しており、中間管理権の取得可能農地は、貸し手と受け手の希望を満たすよう44ヘクタールの利用権設定を行った。

28年度については、香川県農地機構との連携を強め、出し手助成の機構集積協力金を活用して、利用集積を進める。また、出し手と受け手の間で問題が起きないように、マッチングを行っていくとしております。

なお、ここから23ページの上段までは農林水産課からの回答となります。

次に、20ページ 5 新規就農者、女性農業者等への支援強化及び農業・農村の活性化につ

いての（１）本市の農業を支える人材の育成・確保に向けて、新規就農者の育成とともにチャレンジする女性を支援すること。また、青年就農給付金（年間150万円）については、給付希望者が多く需要が大きいため、十分な予算を確保するとともに、青年就農者が「人・農地プラン」に円滑に位置付けられるよう支援することについては、27年度は、農業後継者組織として結成されている農業後継者クラブの育成、認定農業者の掘り起こしに努めるとともに、高松ブランド農産物育成支援事業の一環として野菜塾を開講し、農業外からの新規参入者や退職帰農者の就農促進に努めた。また、農協や県と連携し、新規就農者の施設整備に対する支援を行い、円滑な就農を促進した。

さらに、24年度から創設された国の青年就農給付金制度等を活用するとともに、地域の「人・農地プラン」の作成を支援し、新規就農者の定着促進を図った。

因みに27年度は、農業後継者クラブが新たに1団体増加し、12団体になったとのことでございます。

28年度についても引き続き、農協や県等関係機関との連携及び青年就農給付金等の各種事業を活用するほか、「人・農地プラン」の取組を支援し、新規就農者等の育成確保及び人材育成を推進するとしております。

なお、28年度予算額については、青年就農給付金事業交付金が150万円増の7,125万円、新規就農サポート事業が27年度と同額の180万円、農業後継者対策費が15万円増の195万円となっております。

次に、21ページ（２）新規就農者が途中で挫折、離農することなく地域の担い手となるためには、就農から定着までの一貫したサポートが必要なことから、地域や既に定着した新規就農者が参画した体制づくりを、関係機関が連携して支援することについては、27年度は、新規就農者に対し、本市が活動支援をしている農業後継者クラブへの加入を推進するほか、関係機関と連携して農業相談を実施した。また、地域の「人・農地プラン」への参画を推進した。

28年度も引き続き、関係機関と連携して農業相談を実施するほか、農業後継者クラブへの加入、「人・農地プラン」への参画を推進するとしております。

次に、22ページ上段（３）6次産業化に取り組む農家が増えるよう継続的な周知を行うとともに、意欲ある農家の相談に対する支援体制の強化や制度の充実を図ることについては、関係機関と連携し6次産業化に対する補助事業制度を周知するとともに、県等の事業を活用し6次産業化を推進するとしております。

なお、香川6次産業化促進整備事業の28年度予算額は、252万7千円でございます。

下段（４）担い手の確保が困難な中山間地域等において、対象区域や面積の下限など、一定の条件を設定した上で、新規就農への誘導策となり得る独自の就農支援制度を創設することについては、27年度は中山間地域等における新規就農者への新たな支援策について、28年度の予算要望を行ったが、予算化が図れなかったため、28年度も中山間地域等における新規就農者対策を検討するとしております。

次に、23ページ（５）「中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区」

においては、地産地消型ショップ導入事業やコミュニティ・レストラン・カフェ事業を活用し、農業・農村の更なる活性化を図ることについてでございますが、上段の農林水産課からは、27年度は、高松コンパクト・エコシティ特区について、ワーキンググループに参加し意見交換や協議を行った。

28年度も引き続き、関係課と連携しワーキンググループ等で協議を行うとしております。

下段の都市計画課からは、これまで高齢者の割合が40パーセントを超え、人口減少が著しい塩江町において、米を原料とする濁酒の製造販売事業を行い地域産業の活性化を図った。その結果、平成26年2月より販売を開始し、現在では丸亀町商店街や栗林庵等で販売を行い好評価を得ている。なお、この事業に対して都市計画課では予算化は行わず、規制の特例措置の取得に当たっての事業支援を行った。

また、農家が「学び」と「体験」をキーワードに食育・料理教室等を開催し、地域農産物のPRを行うとともに商品開発を行い、定期的に「まなびcafé」や「コミュニティカフェ」を開催した。

引き続き28年度も事業の継続を行い、廃校等を利用した生産規模の拡大と、地域の高齢者を中心とした多数の新規雇用の創出を目指す。

また、地元野菜等の魅力をPRすることで顧客の増大を図るとしております。

次に、24ページ 6 有害鳥獣等被害防止対策の強化についての（1）被害防止対策としての防護柵設置補助制度は、県・市と香川県農協・農済が連携して実施しているが、本市のイノシシ等の捕獲実績は年々増加しており被害も甚大である。このため、生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大が懸念されることから、予算の増額と捕獲・防護・環境整備を一体的に行うため、新たに設立された「鳥獣被害対策実施隊」による地域ぐるみの取組を推進することについては、農林水産課から、これまで香川県猟友会に委託しての捕獲活動や県が事業主体の指定管理鳥獣捕獲等推進事業における捕獲活動を実施したほか、捕獲檻を導入する費用や個人等で防護柵を設置する際の費用等を助成し農作物被害の軽減を図った。

また、集中捕獲、集落ぐるみでの緩衝帯整備等、野生獣に侵入されにくい環境づくりを図った。

有害鳥獣被害の多い地区について、被害防止等の講習会を実施し、捕獲補助者の育成を行い地域ぐるみで取組んだ。

28年度も引き続き、香川県猟友会に委託しての集中捕獲活動を実施するほか、県が事業主体の指定管理鳥獣捕獲等推進事業における捕獲活動を継続する。捕獲檻を導入する費用や個人等で防護柵を設置する際の費用等を助成し農作物被害の軽減を図る。

また、集落ぐるみでの緩衝帯整備や鳥獣対策における講習会を開催するなど、野生獣に侵入されにくい環境づくりを図るとしてしております。

なお、28年度予算額については、鳥獣飼養許可等事務費が2万9千円増の54万6千円、有害鳥獣被害対策事業費が1,426万9千円増の2,560万7千円となっております。

次に、25ページ（2）イノシシ等による被害は年々増加の一途であり、深刻化・広域化して

いることから、銃猟免許所持者を始めとする捕獲従事者を確保し、実効性のある広域被害防止対策を実施すること。併せて県・市に鳥獣の専門的な知識を持つ職員を増員し有害鳥獣の生態を研究するなど、鳥獣の基礎知識の研修、効果的な捕獲方法等の普及を図る講習会を開催するとともに、ジビエ料理の普及に努めることについてでございますが、農林水産課からの回答で、香川縣市街地イノシシ等侵入防止防除推進地区に高松市全域が指定されたことに伴い、集中捕獲等を実施した。また、狩猟免許取得にかかる費用を助成することにより捕獲従事者の確保を図った。

28年度も引き続き、香川縣市街地イノシシ等侵入防止防除推進地区に高松市全域が指定されたことに伴い、集中捕獲等を実施するとともに緩衝帯を整備する。

狩猟免許取得にかかる費用を助成することにより捕獲従事者の確保を図る。

平成28年4月1日付けで農林水産課内に有害鳥獣対策係を新設し、被害防止対策を強化する。有害鳥獣被害の多い地区について、被害防止等の講習会を開催し、地域ぐるみで捕獲補助者の育成等に取り組む。

ジビエ料理のレシピ集等を市ホームページにリンクさせるなどして、広く市民にジビエ料理を紹介し、家庭料理としての普及に努めるとしております。

次に、26ページ（3）ジャンボタニシの被害防止対策は、徹底した水管理と耕種的防除が有効であるが、担い手にとってはその管理が負担になることから、現行の薬剤購入経費助成制度を拡充するとともに、駆除効果を高めるため、一斉防除の実施を促進することでございますが、農林水産課から27年度はジャンボタニシによる水稻への被害が拡大しており、これに対して、高松市農業振興協議会がジャンボタニシ防除のパフレット作成や防除展示圃の設置を行い、その生態と防除対策について周知した。

また、市単独事業により薬剤購入経費に対し助成した。

28年度も引き続き、ジャンボタニシの防除対策として、薬剤購入経費に対し助成する。

また、関係機関と連携し、農薬による防除や耕種的防除による対応の周知や駆除効果を高めるための一斉防除について関係機関と協議していくとしております。

次に、27ページ 7 農業・農村の基盤整備の強化等についての（1）中山間地域等直接支払制度により、耕作放棄の発生防止活動や水路・農道等の管理、景観作物の作付けなど、様々な活動が行えるよう制度の要件緩和や支援を拡充することについては、農林水産課から平成27年度が第4期対策の初年度であったことから、中山間地域等直接支払制度の対象農地の見直しを行った結果、51集落279ヘクタールで農地の有効利用や耕作放棄の防止に取り組んだ。

28年度は、中山間地域等直接支払制度の新たな参加農地の確保に努めるとともに、集落の合意の下、耕作放棄の発生防止活動や水路・農道等の管理、景観作物の作付けなど、様々な活動に対して支援を行う。また、制度要領で対象地域が限定されているため、平地での事業拡充は行わないとしております。

次に、28ページ（2）農地の有効利用及び耕作放棄地の発生や老朽ため池での災害の未然防止のための「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」の有効活用を図るため、制度の周知と

採択基準を見直すことについては、土地改良課から、これまで平成27年度事業として、農地の有効活用や耕作放棄地の発生を未然に防止することを目的に、農地周辺の農業用施設を整備し、耕作の不便さを解消する高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業を実施した。

28年度も引き続き耕作放棄地発生防止土地改良事業を推進することにより、農地の有効活用や耕作放棄地発生の未然防止を図る。

本年度で終了する事業であるが、耕作放棄未然防止に向けた取組について、これまでの実績等を踏まえ、制度の継続等について検討するとしております。

なお、27年度は3地区で耕作放棄地発生防止土地改良事業を実施しましたが、28年度予算額については、500万円増の1,000万円となっております。

次に、29ページ上段（3）農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮をより一層推進するため、これを支える地域の共同活動を始め、農業生産活動の継続等を支援する「多面的機能支払交付金制度」の利用拡大に努めることについては、土地改良課から、これまでの既存活動組織に加え、新規に活動組織の設立や対象面積を拡大するなど取組を推進し、33地区2,331.5ヘクタールで実施した。

28年度も引き続き、水源涵養や景観形成といった農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮するため、新規組織の拡大や活動内容の充実等を推進し、農業生産活動の継続等を支援するとしております。

なお、28年度予算額については、239万2千円減の1億5,205万2千円でございます。

下段（4）竹林が、農地まで侵入し農業生産だけでなく、日々の生活にまで支障が出ており、個々の農家では、対応できない状況であるため、国・県・市で荒廃竹林の被害対策を講じることについては、農林水産課から、平成27年度に香川県放置竹林整備推進事業補助金・交付要綱が制定され、市もそれに対し上乗せ補助を行い、27年度はこの制度で2.46ヘクタールの放置竹林を整備した。

28年度も引き続き県と連携し、放置竹林整備事業を推進するとの回答でございました。

以上が報告第1号 平成28年度高松市農業施策に関する建議について（回答）の内容でございます。

それでは引き続き、議案第1号 平成29年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集について（お願い）の御説明をいたします。

この意見につきましては、昨年度まで、高松市農業施策及び県農業施策に関する建議のための意見募集としておりましたが、28年4月から施行となった改正農業委員会法に基づき、建議が廃止となり、代わって、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善意見を関係行政機関等に対し提出することとなったことから、今年度は平成29年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集として各農業委員さんをお願いするものです。

なお、意見提出の時期につきましては、これまでと同じく農業会議から県への意見提出は9月、高松市長への意見提出は10月を予定しております。

それでは議案第1号の1ページを御覧ください。

先ほど御説明いたしました平成28年度建議を踏まえて、29年度の意見について、8月の農地部会が開催される8月10日のまでに平成29年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見について提出をお願いしたいと考えております。

2ページが記入用紙の様式でございます。

なお、各委員さんへの依頼ですが、締切日を8月10日にさせていただいた関係で、募集期間が大変短くなるため、農政部会の皆様には、7月15日付けの案内の際に会議の資料としてお配りさせていただくとともに、農地部会の委員さんにつきましても、同日付けの郵送で意見募集のお願いをさせていただきましたので御了承いただきたいと存じます。募集期間が短くなり申しわけありませんが、意見提出についてよろしくお願いいたします。

議案第1号と報告第1号につきましては、以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号は後ほど御審議いただきまして、報告第1号の回答につきまして、本日出席をいただいております農林水産課並びに土地改良課の両課長さんがおられます。回答において御質問なり御意見なりちょうだいできればせっかくの機会ですから、ありがたいなと思います。御意見につきましては次年度に向けた意見の内容に関わるかもしれませんということをお知りおきいただいて御質問、御意見がありましたら、よろしくお願いします。——御意見等が無いようですので、私の方から質問をさせていただきます。25ページ、捕獲従事者の確保を図ったという抽象的な答え、これを一つの例として、できれば具体的に何人増やしたという数字が今後、回答の中で出せるのであれば出していただききたいという気がいたしました。私の勝手な思いです。

岡崎農林水産課長 いただいた御意見で今、部会長さんの方で例示されましたけれども、25ページの平成27年度までの対応ということで捕獲従事者の確保、具体的な数字、参考ということでお伝えさせていただいたらと思います。47名の確保を図ったということでございます。その他の部分についても、具体的な数字を入れさせていただくということで御理解をいただけたらと思います。今後、次年度以降については、部会長さんの御意見について反映させていくということで御了承いただけたらと思います。

以上でございます。

議 長 他にありませんか。御意見が無いようですので、回答を踏まえ、なお、各委員さんにおいて、様々な問題点あるいは農業者の意見等があるかと思います。次年度に反映をしていただけたらと思います。そこで、議案第1号をお諮りします。今、事務局の方から提案がありました平成29年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集について、この内容で意見募集してよろしいですか

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 ありがとうございます。それでは、議案どおり可決いたしました。8月10日の農地部会までに、事務局の方にお届けいただきたいと思います。

それでは、続きまして、報告第2号、報告第3号を含めて事務局から報告をいただきたいと

思います。

大井農政課長補佐 それでは、報告第2号 農業相談会の開催についてと報告第3号 平成28年度利用状況調査の実施について御説明いたします。

まず、報告第2号でございますが、農業委員の皆様には、7月上旬に本日の資料と同じ日程表を同封して御案内をさせていただきました。資料でございますように、第1地区から第7地区で8月17日(水)から9月1日(木)まで、合計9回を予定しておりますので皆様方には、お忙しい中お恐れ入りますが御指導をよろしくお願いいたします。

また、相談会への出席者ですが、各地区の農業委員さんと農協の各管轄の支店長さんに出席していただくこととしております。

報告第2号については以上でございます。続きまして報告第3号 平成28年度利用状況調査の実施についてでございますが、平成25年度から皆様に御協力をいただき実施しております利用状況調査を28年度も地域農業再生協議会と共同で、8月から11月に実施したいと考えております。

皆様にはお忙しいところ、また、お暑いところ御負担をおかけしますがよろしくお願いいたします。

また、利用状況調査で使用する地図でございますが、昨年度の第1回農政部会で、28年度は、農地情報公開システムがフェーズ1からフェーズ2に改善され、そのシステムを利用して新しい地図を作成しますと御報告いたしました。このフェーズ2の改善が遅れておりますことから、新システムからの地図が作成できませんでした。

皆様方には、大変御不便をおかけいたしますが昨年使用した地図を今回も使用していただくこととなりました。申し訳ございません。

また、昨年度から引き続き地図を使用することに伴い、地図への記入方法が一部変更になりますので、変更点について御説明させていただきます。

報告第3号の1ページを御覧願います。農地の利用状況調査（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査）手順でございますが、1対象農地、2実施体制、3調査期間、4調査手順の（1）現地調査までは、これまでと変更ございません。

2ページをお開き願います。

（2）荒廃農地の状況変化の区分と図面整理からが変更になっておりまして、ゴシックの太字で表示しております箇所が変更になったところでございます。

具体的な記入方法につきましては、カラー刷りA4版の調査手順で御説明いたします。

上段の1 荒廃農地の定義と判断基準については、変更ございませんので説明を省略させていただきます。中段の2 荒廃農地の状況変化（改善・進行等）があった場合の記入方法から説明させていただきます。

（1）荒廃農地の解消ですが、①の営農再開の場合は、鉛筆で農地の部分に×印をし、その横にア28と記入してください。例では上が緑、下が赤で縁どっておりますが、昨年度まで再生利用が可能又は再生利用が困難な荒廃農地だったものが28年度に営農が再開されていた場合の記入例でございます。

次に、②の保全管理の場合でございますが、営農はされていないものの、耕作しうる状態に保たれていたときは、①と同じく鉛筆で農地の部分に×印をし、その横にイ28と記入してください。こちら例では上が緑、下が赤で縁どっております。なお、実際は次の(2)のように2重にふちどられている農地や農地の中に緑や赤で27と記載されたものもございますが、いずれにいたしましても解消された場合は、同様にア28又はイ28と記入してください。

次に、(2)荒廃度の変化(改善・進行)の説明をいたします。①の「赤」から「緑」の荒廃農地に改善されていた場合は、農地1筆ごとの内側に緑のマーカーで28と記入してください。可能性が低いパターンではありますが、赤から緑の荒廃農地に改善されていた場合は、いずれにいたしましても農地の中に緑のマーカーで28と記入してください。

逆に②の「緑」から「赤」に荒廃度が進行していた場合は、農地1筆ごとの内側に赤のマーカーで28と記入してください。緑の荒廃農地が赤の荒廃農地に進行していた場合は、いずれにいたしまして農地の中に赤のマーカーで28と記入してください。

なお、荒廃度に変化がなかったものにつきましては、そのまま記入の必要はございません。

次に、(3)新たに発見した場合でございますが、昨年荒廃が解消された農地も今回地図で通常の農地に黄色又は青色に復元しておりますので、A分類の荒廃農地を発見した場合は、緑のマーカーで農地を縁どった後その中に緑のマーカーで28と記入してください。

B分類の荒廃農地を発見した場合は、赤のマーカーで農地を縁どった後その中に赤のマーカーで28と記入してください。

記入方法が昨年度に比べ複雑になりますが、よろしくお願いいたします。

また、5ページは、報告書の記入例、6ページは提出用の報告書の様式です。

なお、ただいま御説明した内容につきまして、農地部会の委員さんには、各地区部会でこの資料をお配りし、各地区担当職員から説明させていただく予定にしております。

つきましては、本日お配りしましたこの資料を、地区部会当日にお持ちいただきたいと存じます。御面倒をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

また、27年から実施しております利用意向調査につきましては、8月から27年度に意向調査して回答がなかった所有者に再度調査票を送付するとともに、27年度の利用状況調査で新たに把握した荒廃耕地についても所有者を調査し、所有者が確定できたものから順次調査票を送付したいと考えております。

皆様には、今後市民からの問い合わせ等で御負担をおかけしますがよろしくお願いいたします。

報告第3号については以上でございます。

議 長 報告第2号 農業相談会の開催について、これについては、既に周知が届いておりますので、よろしくございますね。報告第3号 1ページにおいて、調査時期が8月1日から11月30日ということが書いてございますがその上で、パトロールの調査票は12月4日までにお届けいただくということで御確認ください。それから、地図がパソコンから出力される、立派なものができることを期待をしておりましたが、聞くところによりますと、熊本地震等の方に予

算が回っていくので、ちょっと手が付けにくいということで聞いております。既に、4年目に入ります。今、事務局の方から、記入要領がだんだん込み入ってきております。来年になったら、どうするんだという悩みもありますが、それ以上に地図が見るも無残になりかかっていますので、ぜひ、ぜひ、意見提出の中で、国まで通じる意見として、予算を獲得して作れよというのが一つの要望になると思うので。

川西事務局長 おっしゃるとおりです。本来、本年4月1日から農地ナビでインターネット上で高松市の全部の農地を見れることに、航空写真付きで荒廃農地の状況が分かるような地図で複数枚、各地区で出さないといけないんですけど、航空写真であれば貼り付けるのではなく、1枚ものでも、ここだろうとすぐ分かるような地図なんですけれども、ところが、4月1日から、これができる仕組みだったものが熊本大震災で農林水産省が補正予算でそちらの方へ回してしまいました。ということでフェーズ2 農地ナビが遅れて29年の4月から、はっきりとは、T P Pの補正予算が秋口から見えるので、ここで、はい、できますという返事がしづらい、そういう状況で遅れている、大井補佐の方から説明がありましたように使い古した地図を今年度、再度使っていただくんですけども、御容赦いただきたい、御協力いただきたい、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。こういう実情でございます。三笠会長を通じまして、全国農業会議に向けて発信していただきたい。御協力のほど、よろしくお願いいたします。何か、これにつきまして特にございますか。——無ければ、議事については、滞りなく終了いたしました。せっかくの機会でございます。その他ということで、農林水産課長さん、土地改良課長さんも含めまして、伺っていききたいと思います。ございませんか。——特別なようでございますので、これにて、本日の第1回の農政部会は終了します。

それでは、三好農政部会長職務代理者から閉会の御挨拶をお願いします。

三好農政部会長職務代理者 今日はどうも、農政部会、御苦勞様でございました。農政改革におきまして、農業も大きく変換をされようとしております。そういった中で、農業委員会も制度が変わりますし、農協等も大きく制度が変わっていく。香川県農協の場合は、全国で県単一農協ということで、全国のモデル農協として、これから先の農協をどのようにしていくか、これから3年間で実現していくということを聞いております。これから、担い手を中心にした農業で進めることが香川県でできるのか、どうなのか、兼業農家、集落営農そういった中で経営をしていくのか、そういった状況があります。ですから、これは特に、農業委員の方々に非常に関連しておりまして、これからの農業をどんなふうに残していくか重要な時期でなかろうかとその様に思っております。今日の議案の中にもありますように、意見書を提出することになっておりますが、その中で何らかの御意見を書いていただいて、提出していただきたいと思いますので、どうか御理解をいただいて、協力のほどよろしくお願い申しあげまして、閉会の挨拶といたします。

今日は、どうもありがとうございました。

議 長 どうもありがとうございました。以上で本日の農政部会を終わらせていただきます。

午後 2 時55分 閉会

会 長

議事録署名委員
部会長

委 員

委 員